

あなたの周りに



6月は
「外国人労働者問題啓発月間」
です

不法就労・不法滞在者は いませんか？

不法就労や不法滞在をすると、どんな罪になるの？

出入国管理及び難民認定法では、来日外国人が専ら在留資格外で報酬を受ける活動を行ったり、在留期間の更新又は変更を受けないで在留期間を経過して本邦に残留すると

3年以下の懲役若しくは禁錮若しくは300万円以下の罰金又はその懲役・禁錮のいずれかと罰金が併科されます。



外国人に不法就労させると、どんな罪になるの？



事業活動に関し、外国人に不法就労させたり、不法就労させるため自己の支配下に置くと

3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金
又はこれらが併科

されます。事業主が不法就労を助長するようなことがあってはなりません。

外国人を雇用する場合、どんなことに気を付ければいいのか？

雇用対策法に基づき、外国人を雇用する事業主は、雇用時および離職時に、その氏名、在留資格などについて、ハローワークへ届け出なければなりません。そのために、旅券（パスポート）や在留カードなどの提示を求め、在留期間や在留資格等についてしっかりと確認しましょう。



事業主ではないのですが、何をすればいいのか？



上記のような情報を見聞きした場合は、最寄りの交番・駐在所又は警察署まで情報提供をお願いします。

新得警察署（0156-64-0110）